

【知事メッセージ】

- 岡山県知事の伊原木 隆太です。
- このたび、国が緊急事態宣言を行い、岡山県も緊急事態措置を実施すべき区域となりました。
それを受け、3点の緊急事態措置を行います。
- 1つ目、新たに特措法に基づき、全ての県民の皆さんに対し、不要不急の外出の自粛を要請します。
- 2つ目、これまでも特措法に基づき、大規模イベントの自粛を要請してきたところではありますが、今後はクラスター発生の可能性のある、全てのイベントの自粛を強く要請します。
- 3つ目、学校、社会福祉施設、興行場等の施設に対する特措法に基づく休業要請については、現時点では行いませんが、外出自粛要請の効果を見定めることとします。
密閉、密集、密接の「三つの密」を避けるなど、適切な感染防止策を講じるよう要請します。
- 県民の皆さんには、5月6日までの間、県内全域において、外出の自粛をお願いすることになります。
ただし、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等については、外出を妨げるものではありません。

- 大型連休期間を含め、都道府県をまたいだ不要不急の移動は、厳に自粛するよう要請いたします。
現にクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は、引き続き自粛するよう強く要請いたします。
- 職場への出勤は、外出自粛の要請から除かれるものでありますが、可能な限り、在宅勤務、時差出勤等の人との接触を減らす取り組みをお願いします。
また、職場における感染防止のための取り組みや「三つの密」を避ける行動を徹底していただくようお願いいたします。
- 学校については、本県では現時点で法に基づく休業要請を行いませんが、これは通常通りの授業やクラブ活動を推奨しているものではありません。
各学校の設置者におかれましては、全ての県民に不要不急の外出自粛要請を行っていること、県立学校については休業としていることを踏まえ、適切に判断していただくようお願いいたします。
- クラブやキャバレー、スナック、カラオケボックス等の遊興施設についても、現時点で休業要請は行いませんが、不要不急の外出自粛要請を行っていること、特に繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は自粛するよう強く要請していることを踏まえ、県民の皆さんには慎重な行動をお願いします。
- 同様に、パチンコ店やゲームセンター等の遊戯施設、生活必需品以外を扱う大型の商業施設についても現時点で休業要請は行いませんが、人が集中するおそれがある場合や都道府県をまたいだ移動が多く見込まれる場合には、今後、要請を行うことも考えられます。

- 食料・医薬品や生活必需品については十分な量が確保できており、これらを扱う店舗や流通業者についても休業要請を行っていませんので、県民の皆さんには冷静な行動をお願いします。

- 県民の皆さんには、いろいろとご不便をおかけすることになりますが、ご自身の命と周りの人の命を守るため、ぜひとも、ご理解とご協力をお願いします。